

明日の活力と安心を応援します

飲食業のみなさま!! 組合に加入しませんか

神奈川県飲食業生活衛生同業組合は、
安心して毎日のお仕事に向きあえる支えを築きます。



「いざ!」というときにチカラになります。



神奈川県飲食業生活衛生同業組合

組合加入のメリット

（ 組合に加入すると、さまざま

1 日本政策金融公庫からの借入

日本政策金融公庫は、店舗改装資金など事業資金の融資を通じ、飲食店を営む皆様の事業のお手伝いをしております。

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、一般貸付よりも低金利・長期返済の振興事業貸付をご利用いただけます。

2 カラオケ・BGM使用料の割引き JASRAC(ジャスラック)

組合と(社)日本音楽著作権協会(ジャスラック)との業務協定により、組合員は使用料が20%割引になります。

カラオケ使用料比較			(月額使用料)
客席面積	組合員	非組合員	差
33.0㎡(10坪)まで	2,800円	3,500円	700円
66.0㎡(20坪)まで	6,000円	7,500円	1,500円
165.0㎡(50坪)まで	9,600円	12,000円	2,400円

※使用料に消費税が加算されます。

BGM使用料比較			(年額使用料)
店舗面積	組合員	非組合員	差
500㎡まで	4,800円	6,000円	1,200円
1,000㎡まで	8,000円	10,000円	2,000円
3,000㎡まで	16,000円	20,000円	4,000円

※使用料に消費税が加算されます。

3 経営に関する無料相談

- 毎月第1・第3水曜日の1時30分より、顧問弁護士による法律相談が受けられます。
- 経営指導員による税務・金融・経営その他の指導が受けられます。
- お申し込みは、組合本部事務局へご連絡ください。

4 各種保険は団体契約で大きな保証

ご加入者の視点に立ってご満足いただけるように努めます

- 組合指定商社の傷害補償保険、食中毒賠償保険、がん保険、医療保険、団体所得補償保険、『グリーン共済』『火災共済』等、共済制度への加入(任意加入)
まさかの食中毒に… 全飲連「新総合賠償共済制度」

例えは ○提供した飲食物が腐敗していたために、お客様が食中毒になった。
○販売した飲食物に誤って金属片が混ざってしまい、お客様が口の中をケガした。

[一例] 年間売上 3,000万円以下の一般飲食店の場合

エコノミープラン 年間2,060円で5,000万円の補償

明日の活力と安心を応援します

さまざまな特典があります。

5 互助会制度

1ヶ月 会費150円で加入できます。

- 組合員さんについては、組合費とセットになっております。
- 家族従業員並びに従業員さんについては、加入時の年齢を満65歳以内とし満80歳で脱会となります。*加入申込書にご記入の上、年会費1,800円を添えて支部へお申込み下さい。
- 入院等が生じた場合、速やかに支部長様までご連絡下さい。
- 病院の発行した見舞給付対象者の名前入り領収書又は、その写しを添えて提出して下さい。
- 病気、けが等で5日以上入院した場合に適用されます。*但し、年度内1回です。
- 死亡弔慰金は加入年数によって給付されます。

●死亡弔慰金	①加入1年未満	金 10,000円	②加入20年未満	金50,000円
	③加入20年以上	金100,000円		
●入院 5日以上の場合	金 20,000円	●入院 30日以上の場合	金30,000円	
●火災見舞金	金 30,000円	●水害見舞金(年1回)	金10,000円	
●家族従業員及び従業員の方が満80歳になられた場合満期祝金として			金30,000円	

6 各種表彰の推薦

組合表彰はもとより、関係団体に対し功労のあった組合員及び従業員の推薦をいたします。勲章・褒章・大臣表彰・神奈川県知事・全国中央会・全飲食・県中央会などから、功労者に対し表彰されます。

7 研修会

役員研修会や融資部研修会を年一回、毎年春に全国の飲食店営業者が集結する、全国大会に参加しています。

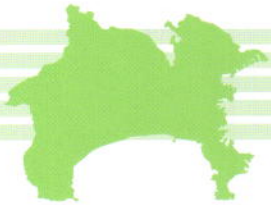
経営上に関わる課題について研修会を開催、全国大会では飲食業界のさまざまな課題を討議するとともに、組合員の交流と親睦を図り毎年都道府県の持ち回りで開催されます。

8 その他

組合活動状況や各種情報の提供

- 組合では、組合広報誌『飲食かながわ』を年2回発行
- 組合年末カレンダーの無料配布
- 顧客向カレンダー及び年始用タオルの共同購入
- 全葬連との提携にて、組合員(2親等まで)の葬儀基本料金の12%の割引。
- 組合指定商社の活用 17社登録(27.4.1現在)





県下44支部の約4,500名の会員と 共に支え合い、活動しています。

神奈川県飲食業生活衛生同業組合とは

神奈川県飲食業生活衛生同業組合とは、「生衛法」という法律のもとに結成された全国組織の団体です。公衆衛生の向上と飲食業の経営の合理化・近代化を促進し、業界の発展に貢献する組合です。無料の経営相談や各種情報提供、国の融資制度のご利用等、組合員にはメリットがたくさんあります。

皆で支え合い、共に繁栄していきましょう。

神奈川県飲食業生活衛生同業組合は、皆様の日常生活に欠かせない17生活衛生同業組合の一翼を担う組織で県下44支部、組合員数4,500名、多種多様な飲食業を営む営業者が加盟しております。社会環境・経済情勢の目まぐるしい変動のなか、全国飲食業生活衛生同業組合連合会(全飲連) 70,000名の同業者の結束のもとに組織力を生かし、組合員の擁護と経営の安定化のために金融・福利厚生・情報提供等、幅広く事業活動を展開しております。どうかこのパンフレットをご覧ください、ご加入をご検討下さい。また、当組合と提携をしている商社をご紹介します。合わせて皆様方にもご活用下さい。

私たちの活動記録と運動

- 平成15年 7月 パート・アルバイトの社会保険適用拡大に対する反対署名活動
- 平成18年11月 横浜駅西口・川崎駅東口にて「飲酒運転撲滅キャンペーン」実施
- 平成20年 9月 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に対する陳情書の提出
- 平成24年 6月 消費税増税に関する要望書提出
- 平成25年 6月 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し等に対する陳情書の提出



神奈川県飲食業生活衛生同業組合

TEL 045-251-8873 FAX 045-251-8879

〒231-0033 横浜市中区長者町8丁目134番地 湘南信金ビル8階

ホームページ ▶ <http://www.k-insyoku.com/>

営業時間 平日の9:00~17:00(土曜・日曜・祝祭日は休み)

